

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

達示第37号

令和6年11月19日

福岡拘置所長

「被収容者の生活の心得（受刑者等用）」の制定について
標記について、別添のとおり定め、令和6年11月22日付けで施行
する。

なお、令和5年6月28日付け達示第24号「被収容者の生活の心得
（受刑者等用）」の制定については、同日付けで廃止する。

生活の心得

(受刑者等用)

福岡拘置所
小倉拘置支所

目次

P1	はじめに
P3	刑事施設視察委員会
P4	一日の生活（動作時限等）
P7	余暇活動の援助等
P8	物品の貸与等及び自弁
P11	保健衛生及び医療
P14	宗教
P15	書籍等
P16	天災事変
P16	矯正処遇の実施等
P24	面会
P28	信書の発受
P32	電話等による通信
P34	賞罰
P36	不服申立て制度
P36	審査の申請
P38	再審査の申請
P39	矯正管区の長に対する事実の申告
P39	法務大臣に対する事実の申告
P40	法務大臣に対する苦情の申出
P40	監査官に対する苦情の申出
P40	刑事施設の長に対する苦情の申出
P42	釈放
P43	労役場留置者・監置場留置者
P43	その他
P43	国民年金制度等について
P43	証明書の交付
P43	マイナンバーカードの申請・更新
P44	運転免許証の期限切れ手続

はじめに

あなたは裁判の結果、受刑者として生活を送ることになりました。あなたが改善・更生を果たし、無事に社会に復帰することはとても大切なことですが、当所にはあなた以外にもたくさんの人が収容されています。

収容されている目的は人によって様々ですが、集団生活を適正に維持するためには、一人一人がルールを守ることが大切です。

別冊の「**遵守事項**」をしっかりと読んで、まずは所内のルールを覚えましょう。それでも分からないことや、疑問に感じたことがあれば、職員さんに確認をしながら行動するようにしましょう。

居室の中に報知器（報知灯）のボタンがあるので、職員さんに用事があるときは、このボタンを押して知らせてください。

他の人に対応していることもあるので、職員さんがあなたのところに来るまでは、静かに待っていきましょう。

しゅんじこう
遵守事項

次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員によって護送される場合も同じ）、守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第1項に定める懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることがあります。

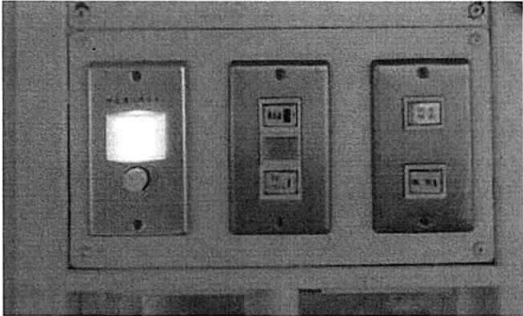
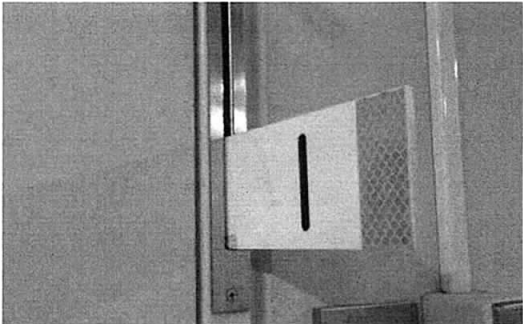
第1 遵守事項

(逃走)

1 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

(自殺)

2 自殺を企ててはならない。



みけつこうきんしゃよう ないよう こと
※未決拘禁者用と内容が異なりますので、
かならないよう かくにん
必ず内容を確認をしてください。

ほうちき ほうちとう れい
報知器・報知灯（例）

とく おぼ じこう
特に覚えておいてほしい事項

たにん しょくいん ふく ていねい ことばづか たいど せつ ぼう
・他人（職員さんも含む）には丁寧な言葉遣い・態度で接し、トラブルを防止しましょう。

はちまき かつこう かって はだか
・鉢巻をしたり、だらしない格好や、勝手に裸になることはできません。

せいかつ こま しょくいん もう で
・生活のことで困ったことがあれば、職員さんに申し出ましょう。

かん たにん おし たにん かん
・プライバシーに関することを他人に教えたり、他人のプライバシーに関する
ことを聞こうとしたりしないでください。

しょくいん しじ すなお き い
・職員さんの指示は、素直に聞き入れましょう。

しょくいん せつ きかい ひと ぎんせん ぶつびん ようきゅう でんごん
・職員さんや、あなたと接する機会がある人に、金銭や物品を要求したり、伝言
などを依頼してはいけません。

とくべつ けんり こうし えんじょ もう で がんせん しょめん さくせい
・特別な権利の行使や援助の申し出をするときは、願箋という書面を作成します。
ひつよう ひと もう で じ か ひと しょくいん だいひつ
必要な人は申し出てください。字が書けない人は、職員さんが代筆します。

へや なか しず せいかつ かじ しんこく びょうき ばあい おおごえ
・部屋の中では静かに生活しましょう。ただし、火事や深刻な病気の場合は大声
で知らせてください。

しょない いどう はし てんどう ちゅうい ある
・所内を移動するときは、走らずに転倒に注意して歩きましょう。

たにん もの ふしん もの み しょくいん
・他人と物をやりとりすることはできません。不審な物を見つけたら、職員さん
に知らせてください。

けいじしせつしきついいんかい
刑事施設視察委員会

けいじしせつしきついいんかい どうしょ うんえい かん こくみん じょうしき はんえい い
 「刑事施設視察委員会」は、当所の運営に関して、国民の常識を反映した意
 けん の もくてき ちいき べんごし ちほうこうきょうだんたい しょくいん
 見を述べることを目的として、地域の弁護士さんや地方公共団体の職員さん
 だいさんしゃ こうせい
 などの第三者で構成されています。

いいんかいあ めんせつ もう で きよしつ そな つ いけん ていあんしよ
 委員会宛てに面接を申し出たり、居室に備え付けてある「意見・提案書」を
 ていしゅつ
 提出することができます。

いけん ていあんしよ ゆうそう いいんかい かんり ていあんばこ どう
 意見・提案書は郵送か、委員会が管理している提案箱に投かんをします。

ていあんばこ かくうどうじょう ていりぐちどう せっち きよしつ どう
 提案箱は各運動場の出入口等に設置されていますが、居室で投かんをしたい
 ひと しょくいん もう で
 人は、職員さんに申し出てください。

いけん ていあんしよ ないよう けんさ おこな しょくいん ないよう し
 意見・提案書の内容の検査は行われず、職員さんは内容を知ることができな
 いようになっています。

いけん ていあんしよ しょう だいひつどう しえん ひつよう ばあい しょくいん
 意見・提案書を使用したときや、代筆等の支援が必要な場合は、職員さんに
 もう で
 申し出てください。

福岡拘置所視察委員会

意見・提案書

- 現在あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案箱に投かんしてください。記者の必要はありません。
- 提出された意見・提案については、留置官等の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。
- 自由記載欄への記載では足りない場合は、雑用を使用してください。

作成した日	筆 写 目
あなたの身分	1 受刑者 2 被拘留者 3 その他 ()
意見・提案の分類 (○を○つけたけ けてください。)	(保健衛生・医療) 1)運動 2)沐浴 3)調理等 4)健康診断 5)診療等 6)その他 (規律及び秩序) 1)制止等の措置 2)罰金、手錠及び拘束衣 3)保護室 4)その他 (矯正処遇) 1)作業 (①作業指定 ②職業訓練 ③娯楽補完 ④作業報奨金 ⑤その他) 2)改善指導 3)教習指導 (外部交通) 1)圖書 2)情報 3)その他 (その他) 1)物品の貸与・貸借・貸付 2)監舎の取壊し 3)禁教上の行為等 4)書籍等の閲覧 5)制限の緩和 6)送還措置 7)祭典活動 8)懲罰 9)年服単位で 10) その他
自由記載欄 (意見・提案の 内容を随所に記載 してください。)	

いちにち せいかつ
一日の生活

どうさじげん じえいさぎょうしゅうぎょうしゃ べつ しじ
動作時限 ※自営作業就業者については、別に指示をします。

いちにち せいかつ どうさじげん そ おく
 一日の生活は、「動作時限」に沿って送ります。
 ぎしやう しゅうしんじかん しょくじ じかん ほうそう し せいかつ
 起床や就寝時間、食事の時間などは放送でお知らせしますが、スムーズに生活を
 おく した ひょう かくにん
 送るためにも、下の表をよく確認しておいてください。

動作	時刻	
	平日	休日
起床	7:20	7:50
朝点検	7:30	8:00
朝食	7:40	8:25
始業	8:20	-
室内運動	-	9:30~10:00
昼食・休憩	12:00	12:00
作業再開	12:30	-
室内運動	-	15:00~15:30
終業	16:00	-
夕食	16:05	16:00
夕点検	16:45	16:45
仮就寝	18:00	18:00
室内運動	18:00~18:30	18:00~18:30
就寝	21:00	21:00
備考	昼休憩以外に合計10分間の休憩があります	

どうさじげん ほそく
動作時限の補足

- しゅうしんじこく きしやうじこく しゅうい めいわく こうだん いんしょく ひつき どくしょ
 ・就寝時刻から起床時刻までは、周囲の迷惑とならないよう交談、飲食、筆記、読書
 (下記の場合を除く。) 清掃や洗面などは控えましょう。
- よあ ご ふとん よこ どくしょ かま たにん めいわく
 ・夜明け後、布団に横になり読書をして構いませんが、他人の迷惑とならないように
 しましょう。
- てんけん ふくそうととの しょうてい いち う てんけんちゅう はなし せき た
 ・点検は服装を整えて所定の位置で受けましょう。点検中は、話をしたり、席を立た
 ないようにしましょう。具合の悪い人や、正座・安座ができない人は、職員さんに申
 出てください。

きょうどうしつ あさてんけんじ いちれんばんごう ゆうてんけんじ しょうばんごう い
・共同室では、朝点検時は一連番号（1、2、3...）を、夕点検時には称呼番号を言
みましょう。

しょくじ じゅんび きょうどうしつ みな きょうりよく おこな しょくじ しょてい ばしょ きっしょく
・食事の準備は、共同室では皆で協力して行いましょう。食事は所定の場所で喫食し、
きら 嫌いなメニューであっても、やり取りはできません。残飯は洗面所等に流さず、食器
い 入れたまま返却してください。

しょくじ いぶつ はい ばあい ふしょく ばあい しょくいん もう で
・食事に異物が入っていた場合や、不食した場合は職員さんに申し出てください。

きょしつ そな つ しょつき じぶん あら
・居室にあらかじめ備え付けてある食器は、自分で洗いましょう。

しつないうんどう そうおん しんどう しゅうい ひと めいわく か
・室内運動は、騒音や振動などで周囲の人に迷惑を掛けないようにしましょう。

かりしゅうしん じかん ふとん し よこ しんぐ
・仮就寝の時間になったら、布団を敷いて横になることができます。寝具にはカバーを
と 取り付けて、所定の場所で寝るようにしましょう。

しんぐ たにん こうかん もうふ ざぶとん まくら しょう
・寝具を他人と交換したり、毛布や座布団を枕として使用しないでください。

しゅうしんじかん まえ いるい ほん せいとん ふとん し げんとうご
・就寝時間になる前に、衣類や本などを整頓し、布団を敷いておいてください。滅灯後は、
ねむ すぐ眠れない場合でも布団に横になってください。

せいかつじょう こころえ

生活上の心得

せいかつ おく きょしつ へんこう きょしつ してい しょくいん おこな
・生活を送る居室は変更されることがあります。居室の指定は職員さんが行うので、
しじ したが 指示に従ってください。

しゅうい ひと せいかつ しず せいかつ おく
周囲には、たくさんの方が生活しています。トラブルとにならないよう静かに生活を送り
ましょう。

きょしつ せいそう じぶん おこな しんぐ ほんかん ばしょ き つね
・居室の清掃は、自分で行います。寝具などを保管する場所は決められているので、常
せいりせいとん こころが
に整理整頓を心掛けましょう。

べっさつ びひんいちらんひょう きさい ぶつびん そろ かくにん びひん
・別冊の「備品一覧表」に記載されている物品が揃っているか確認してください。備品
しぶつ ていねい あつか しょうちゅう ごわ よご しょくいん もう で
や私物は丁寧に扱い、使用中に壊れたり、汚したりしたときは、職員さんに申し出ま
しょう。

きょしつない た きょしつ せいかつ ひと はな
・居室内にいるときは、他の居室で生活をしている人に話しかけてはいけません。

つね せっすい ころがが かって せんたく せんぱつ からだ ぬ ふ
・常に節水を心掛けましょう。勝手に洗濯をしたり、洗髪や、体を濡れたタオルで拭くことはできません。

とびら ふとん なか かく しんぐ こしか ふていさい かつこう
・扉や布団の中に隠れたり、寝具にもたれたり、腰掛けるなどの不体裁な格好をすることはできません。勝手に横になることはできないので、具合が悪いときやけがをした場合は、すぐに職員さんに伝えましょう。

しょくいん ようじ かなら ほうちき ほうちとう あいず ようけん
・職員さんに用事があるときは、必ず報知器（報知灯）で合図をしましょう。用件を伝える前に、称呼番号（必要な場合は氏名も確認します。）を伝えましょう。

まど いるい か もの お みず もの
・窓に衣類などを掛けたり、物を置いたりすることはできません。水をまいたり、物を捨てることも禁止です。

きょしつ くい さい しょくいん いたい けんさ もの も だ ばあい じぜん
・居室を出入りする際は、職員さんが衣体の検査をします。物を持ち出す場合は事前に申請しましょう。

しょくいん ようじ もうしで たいちようふりよう きんきゆう ばあいいがい へいじつ ひるま おこな
・職員さんへの用事の申出は、体調不良などの緊急の場合以外は、平日の昼間に行いましょう。

こうだん きんし じかんたい ばしょ じゅんしゅじこう かくにん
・交談を禁止されている時間帯や場所があるので、「遵守事項」を確認してください。

ひつよう ばあい しょくいん たいおう たにん せわ
・必要がある場合は、職員さんが対応をするので、他人のお世話をしたり、されたりしないでください。

でんとう ひょうじふだ しょくいん き か さわ
・電灯、ラジオなどのスイッチや、表示札は職員さんが切り替えるので触らないでください。故障したときはすぐに申し出てください。

よかつどう えんじょう
余暇活動の援助等

よかじかん しょくじ しゅうしん てんけん とくてい ききょうさ きむづ じかん
余暇時間=食事・就寝・点検などの特定の起居動作を義務付けられていない時間
たい
帯のことで、ルールを守り、他人の迷惑とならなければ自由に過ごすことがで
きます。

じこけいやくさぎょう がいぶぎょうしゃとう うけおけいやく ぶつびん せいさくとう おこな さぎょう
・自己契約作業=外部業者等との請負契約により、物品の製作等を行う作業です。
さぎょう おこな しゅうえき しょう そんしつ しょう ばあい けいやく ほんにん ふたん
作業を行うことで収益が生じますが、損失が生じた場合も契約した本人が負担す
ることになります。自己契約作業を行う人は、「自己契約作業就労心得」を守ら
なければいけません。

・ノートの使用にあたっては、次の事項に留意してください。
①書き損じても破ってはいけません。②新聞や雑誌の記事・写真などを切り
と
取って貼りつけてはいけません。

・ノートの検査をすることがありますが、次に該当する内容があった場合、その
ぶぶん まっしょう き と ばあい しょう せいげん
部分を抹消されたり、切り取られたり、場合によってはノートの使用を制限され
ることがあるので、注意してください。

①故意に意味不明にしたものや暗号等を記載したもの②他人をひぼう中傷するも
のや、残酷、わいせつ、犯罪に関するものや所内の規律を害するおそれのあるも
の③他人の氏名、住所、電話番号等④当所の配置図や警備に関するもの⑤罪証
いんめつ
隠滅につながるおそれがあるもの（未決拘禁者としての地位を有する受刑者）や、
けいばつほうれい ふ
刑罰法令に触れるもの

・ラジオ番組は編成して放送しています。聞きたい人の邪魔にならないよう注意
しましょう。一人で生活をしている人でラジオを聞きたくない人は、申し出てく
ださい。放送に合わせて歌ったりすることはできません。

・共同室に備え付けられている将棋等は、遵守事項を守り、他の人の迷惑になら
ないよう静かに行きましょう。

ぶっぴん たいようおよ じべん 物品の貸与等及び自弁

とうしょ せいかつ おく ひつよう ぶっぴん たいよ しきゅう
当所では、あなたが生活を送るために必要な物品の貸与や支給
おこな
を行います。

いるいおよ しんぐ しょくじおよ ゆちゃ にちようひん ひっきぐ
これらは、①衣類及び寝具②食事及び湯茶③日用品、筆記具そ
た ぶっぴん くべつ
の他の物品に区別されます。

いるい しんぐ 衣類・寝具

いるい しんぐ たいよ したぎとう
衣類や寝具は貸与されます。下着等
しぶつ しょう
については、私物が使用できます。
たいよ いるい しんぐ しょう ば
貸与された衣類や寝具を使用する場
あい たいせつ あつか してい せんたくび
合は大切に扱い、指定された洗濯日
せんたく だ
に洗濯に出してください。
たいよ いるい しんぐ ぶび
貸与された衣類や寝具に不備があっ
たときや、しようちゅう はそん
どは職員さんにもう で
申し出てください。
たにん こうかん かいぞう
他人と交換したり、改造してはいけ
ません。

しょくじ ゆちゃ 食事・湯茶

しょくじ ゆちゃ あさ ひる ゆう しきゅう
食事や湯茶は、朝・昼・夕に支給さ
れます。

にちようひん ひっきぐとう 日用品・筆記具等

しきゅうまた たいよ ぶっぴん べっさつ
支給又は貸与される物品は、別冊
じべんぶっぴんきょかひんもくひょう きさい
の「自弁物品許可品目表」に記載
されています。

- じべん こうにゅう さしい ぶっぴん しゅとく
・自弁＝購入や差入れによる物品の取得。
ほかんしぶつ しょうない しょう こうさ
・保管私物＝所内で使用できるあなたに交付
される私物。居室内で所持できる量（保管限
どりょう さだ
度量）が定められています。
りょうち しょうない しょうじ みと
・領置＝所内で所持することが認められず、
とうしょ あず ぶっぴん りょうち りょう りょうちけんど
当所が預かる物品。領置できる量（領置限度
りょう さだ
量）が定められています。
たくさ ほかんしぶつとう しんぞく こうふ
・宅下げ＝保管私物等を親族などに交付する
こと。



さしい ほん しゃしん げんきん さしい かのう
差入れ 本や写真、現金などの差入れが可能です。

さしい ふきよか 差入れが不許可となるケース

①交付することにより施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき②差入人が親族以外の人である場合において、交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがあるものであるとき③刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき（未決拘禁者としての地位を有する受刑者）④差入人の氏名が明らかでないとき⑤自弁により使用し、若しくは撮取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき⑥保管に不便なものであるとき⑦腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき⑧危険を生ずるおそれがあるものであるとき⑨当所が指定する事業者から購入するものに制限した物品以外の物品であるとき⑩差入制限数量を超過したとき

①～⑩のケースに該当するときは、原則として差入人に引き取ってもらうこととなります。



さしいれぶっびん すべ けんさ おこな
差入物品は全て検査を行います。そのため、
けんけい か いるい ぬ め と
原形が変わったり、衣類の縫い目を解いたり
することがあります。

にちようび とうようび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ
日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に
きてい きやうじつ がつ にち よくねん がつ
規定する休日・12月29日から翌年1月3
日までの間は窓口での差入れはできないので
ちゆうい
注意してください。

ほかんしぶつ りょうち かん ちゅういじこう
保管私物と領置に関する注意事項

ほかんしぶつ じょう ほかんしぶつばこ しぶつだな ほかん
保管私物は、キャリーケース状の保管私物箱・私物棚に保管してくだ
さい。保管私物箱・私物棚の容量の合計を「**保管限度量**」といいます。

ほかんしぶつ じしん かんり ふんしつとう くじょう う つ
保管私物は自身で管理するものなので、紛失等の苦情は受け付けませ
ん。使用時以外は保管私物箱に鍵を掛けておきましょう。

てんばん しぶつだな てんばん うえ もの お
天板のある私物棚については、天板の上に物を置くことはできません。
てんばん しぶつだな ばあい じょうげんせん こ もの お
天板のない私物棚の場合は、上限線を越えて物を置くことがないよう
にしましょう。

なほ、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する
きろく た しよるいまた うつ めがね た ほせいきぐ
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具については、
ほかんげんどりょう ふく
保管限度量には含みません。

りょうちちゅう ぶつびん しょう ひつよう ばあい しょくいん もう で
領置中の物品を使用する必要がある場合は、職員さんに申し出てくだ
さい。

とけい ほうせき めんきょしょう ほけんしょう きちようひん とくべつりょうちひん ほかん
時計・宝石・免許証や保険証などの貴重品は、特別領置品として保管
されます。窓口での現金や特別領置品の宅下げは、受取人の身分証明
まどぐち げんきん とくべつりょうちひん たくさ うけとりん みぶんしょうめい
書が必要となるので、手紙や面会の際に伝えておいてください。

りょうち ぶつびん そうりょう き りょうちげんどりょう
領置できる物品の総量についても決まりがあります（**領置限度量**）の
で、注意しましょう。

なほ、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する
きろく た しよるいまた うつ めがね た ほせいきぐ
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具については、
りょうちげんどりょう ふく
領置限度量には含みません。

ほかんげんどりょう りょうちげんどりょう こ ばあい あら ぶつびん こうにゅう せいげん
保管限度量や領置限度量を超えた場合には、新たな物品の購入が制限
される場合がありますので、注意してください。

ほかんげんどりょう りょうちげんどりょう こ ばあい しょくいん こくち
 保管限度量や領置限度量を越えている場合、職員さんが告知します。
 ちょうか ようりょう ぶん ぶつびん たくさ はいき せんたく
 超過している容量の分、物品を宅下げするか、廃棄をするか選択してもらいます。
 しょぶん いっていきかんない げつていど ばあい ちょうかりょう そうとう
 この処分を一定期間内（おおむね1か月程度）にしない場合は、超過量に相当す
 る物品を売却して、その代金を領置します。売却できないときは、強制的に廃棄
 することがあります（売却できるものは限られており、ほとんどは廃棄されるこ
 とになります。）。



よ お ほん ふよう ぶつびん ていきてき たくさ
**読み終えた本や不要な物品は、定期的に「宅下げ」や
 「廃棄」の手続を行うことが大切です。**

また、差し入れをしてくれる相手方にも事情を説明し、
 必要な物だけを差し入れてもらうことも重要です。

保健衛生及び医療

びょうき ばあい どうしょ しんりょう う
 病気やけがをした場合には、当所において診療を受けることができます。
 たいちょう わる ばあい しょくいん もう で
 体調が悪いときや、けがをした場合には職員さんに申し出てください。

運動

運動実施日

うんどう つぎ ばあい のぞ かぎ こがい まいにちじっし にちようび どうようび
 運動は、次の場合を除き、できる限り戸外で毎日実施します。①日曜日②土曜日、
 こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつおよ がつ にち よくねん がつ か
 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
 の日③法務大臣が定める7月から9月までの間の①②に掲げる日を除いて連続す
 る3日④公判期日⑤雨天等の悪天候の日⑥矯正指導日⑦戸外で運動を行う時間を
 確保できない事情がある日⑧その他特別な事情がある日（熱中症対策など）

運動時の注意事項

①急激な運動やハードな運動は、けがにつながりますので、体調に合った運動
 を行いましょう。医師に運動の時間や方法を指示された人は、その指示を守り
 ましょう。②移動時や、運動中は職員さんの指示に従いましょう。③運動用具
 が壊れた場合は、そのまま使用せずに職員さんに申し出てください。④運動中
 にけがをした場合は、すぐに職員さんに申し出てください。⑤運動場に掲示さ
 れている注意事項を守りましょう。

いるい しんぐ せんたくとう
衣類・寝具の洗濯等

いるい むりょう せんたく おこな じぶん かって せんたく
・衣類については、無料で洗濯を行いますので、自分で勝手に洗濯をしない
してください。指定された日に洗濯に出すようにしましょう。
たいよ いるい あ しょくいん もう で こうかん
・貸与された衣類のサイズが合わないときは、職員さんに申し出て交換して
もらいましょう。
いるい しんぐ やぶ はり いと か
・衣類や寝具が破れたり、ほころびたりしたときは、針と糸を借りることが
できます。
ふとんとう かんそうび るい せんたくび かなら ていしゆつ
・布団等の乾燥日や、カバー類の洗濯日には必ず提出するようにしましょう。

にゆうよく
入浴

にゆうよく しゅうかん かいじょうおこな しょくいん しじ したが つぎ じこう まも
入浴は1週間に2回以上行います。職員さんの指示に従い、次の事項を守る
ようにしてください。①身体をよく洗ってから浴槽に入ります②節水に
ようにして。①からだ あら よくそう はい せつすい
努め、浴槽内で石けんを使用するなど、他人の迷惑となる行為はしないでく
つと よくそうない せつ しょう たにん めいわく こうい
ださい③医師の指示で入浴を制限されている人は、その指示に従ってくださ
いし しじ にゆうよく せいげん ひと しじ したが
さい④感染のおそれのある皮膚病などにかかっている人は、職員さんに申し出
かんせん おそれのある ひふびょう などにかかっている ひと しょくいん もう で
てください⑤入浴場に掲示されている注意事項を守ってください⑥他人のからだ
にゆうよくじょう けいじ ちゅういじこう まも たにん からだ
を洗ったり、石けんなどの貸し借りはしないでください⑦かみそりを借りる
あら せつ か か か
さいは、かみそりに記載された称番号を確認してください。使用後は、すぐ
へんきやく たにん か か
に返却し、他人と貸し借りをしてはいけません

ちようはつ
調髪

ちようはつ
調髪
だんせい げんけいが まえごぶが せんたく おこな つぎ じょう
・男性は、原型刈り・前五分刈りのどちらかを選択して行いますが、次の条
けん がいと う ひと ちゆうはつが きぼう かりしゃくほう じゅんび
件に該当する人は、中髪刈りを希望することができます。①仮釈放の準備の
ひつよう 必要があると認められる人（地方更生保護委員会の委員による面接が終
りよう 了している場合に限り。）②残刑期3か月以内の人③制限区分に応じて
けいじせつ ちよう さだ ちようはつ きじゅん がいと う ひと きんごじゆけいしゃ こうりゅうじゆけいしゃ
刑事施設の長が定める調髪の基準に該当する人④禁錮受刑者⑤拘留受刑者
じよせい ちようはつ かみがた かび せいそ あみこ
・女性が調髪できる髪型は、華美にわたることなく、清楚なもので、編込み
かた たば かた きぼう
型、束ね型、ショートカットが希望できます。
だんせい げつ かい じよせい ちようはつ ひつよう おこな
・男性はおおむね1か月に1回、女性は調髪の必要があるときに行きます。
ちようはつ おこな かかり たい とくしゅ かみがた きょうよう きよか こうだん
・調髪を行う係に対して、特殊な髪型を強要したり、許可なく交談したり、
りようきぐ て ふ
理容器具に手を触れてはいけません。

ひげそり等

ひげそりは、入浴時に行うことができます（電気かみそりを持っている人は毎日居室内で行うことができます。）。

かみそりを使用して頭髪や眉毛など、ひげ以外の体毛を剃ってはいけません。

女性は必要と認められるときに顔そりを行うことができます。

つめき 爪切り

つめきは、定められた日に希望すれば行うことができるので、定期的に切るようにしてください。

けんこうしんだん 健康診断

①収容の開始後②毎年1回以上定期的に③保健衛生上必要があるときに健康診断を行います。健康診断は必ず受けなければいけません。採血、エックス線撮影、その他の医学的処置を拒んだ場合は、懲罰が科されることがあります。

しんりょうとう 診療等

診察や治療については、次のことを心得ておいてください。

- ・診察や治療を受けたい人は、事前に担当職員さんに申し出てください。
- ・歯科治療を受けたい人は、願箋を作成し、担当職員さんに申し出てください。
- ・診察を受ける際は、症状を正直に詳しく述べてください。
- ・薬は指示されたとおりに服用しましょう。職員さんが投薬を行う場合、服用の確認をしますので、面前で服用し、空の薬包紙を提出してください。
- ・薬をまとめて服用したり、他人とやり取りすることは、非常に危険な行為ですので、絶対にしないでください。
- ・アレルギーのある人や、他人に感染させるおそれのある病気にかかっている人は、すぐに職員さんに申し出てください。
- ・病気等の理由で、食事が特別に給与されたり、制限されることがあります。
- ・診察や治療は医師の指示に従い、治療方法や薬の種類、休養などについて強要しないてください。
- ・休養となったときは、医師の指示に従って療養してください。

しめい しんりょう
指名医による診療

あなたの診療は、原則として当所の医師あるいは当所が依頼した外部の医師が行います。ただし、特別な理由がある場合、あなたが刑事施設の職員でない医師を指名し、診療を受けることが許されることがあります。
この場合、診療費は全て自己負担となります。

しゅうきょう

宗教

・当所では、民間の篤志家である宗教家から、個別に教誨を受ける機会が設けられています。参加を希望する人は、職員さんに申し出てください。

・余暇時間帯には、礼拝やその他の宗教上の行為を行うことができます。これらの行為を行う場合は、他人の迷惑にならないよう十分注意してください。たとえ、宗教上の行為であるとしても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員さんの視察を妨害するなどの当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、その行為が認められないことがあります。

書籍等

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙、その他の文書図画（パンフレット・チラシ・カタログなどの小冊子、写真など）のことです。

購入や差入れなどによる①自弁の書籍等と、②当所に備付けの書籍等があります。



当所に備付けの書籍等には、小説などの書籍以外にも、辞典、経典、学習用書籍、六法全書等の法律専門書などがあります。

みんなが利用するものなので、破ったり、落書きをしたり、汚したりしないように大切に扱いましょう。

自弁書籍等

自弁書籍等の取扱いについては、以下のことを心得ておいてください。

- 所持できる書籍等の冊数や期間については、特に決まりはありません。保管限度量をオーバーしないようにしましょう。読み終わった雑誌や新聞紙については、原則として、廃棄となります。
- 書籍等を閲覧することで「施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」や、「罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき」、「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき」は、該当する部分を抹消したり、削除したり、閲覧を禁止する場合があります。
- 書籍等は、検査や審査を行ってから配付されます。書籍等に貼付されている閲覧票は、剥がしたり、内容を書き換えたりしてはいけません。
- 差入れできる書籍等は、一人当たり1回につき3冊以内です。
- 原則として、検査のため、袋とじは開封します。
- 書籍等の付録のうち、書籍等と認められず（DVDなど）、所内で使用や撮影ができないものは、あなたに交付されません。原則として領置することでもできないので、宅下げや廃棄の手続きをしてもらいます。
- 自弁新聞紙は、当所が指定した業者から購入することができます。
- 写真は、印画紙に焼き付けたものや、印刷されたもの、あるいは、写真をコピーしたものを指します。市販されている印刷物は含まれません。
- 所持できる写真の枚数や期間は、書籍等と同様に特に決まりはなく、保管限度量内となっていますが、大きさは、おおむねA4版サイズ以下のものです。

てんさいじへん
天災事変

施設の建物は堅牢にできているので、多少の地震で崩壊することはありません。
自然災害や火災により、危険が迫った場合には、職員さんが指示をしますので、
騒がずに、指示に従って落ち着いた行動をとるようにしましょう。

施設内においては危険と判断された場合、一時的に施設
の外に避難したり、解放されることがあります。
解放された場合は、避難する必要がなくなりしだい、
刑事施設もしくは刑事施設の長が指定した場所に出頭
しましょう。



きょうせいしよくう じっしとう
矯正処遇の実施等

けいしつこうかいしじちようさ
刑執行開始時調査

※矯正処遇とは、義務として課される作業、改善指導、
教科指導のことをいいます。

刑の確定後、あなたの処遇要領を作成するため、精神状況、身体状況、生活歴、暴
力団等への加入歴、非行・犯罪歴、将来の生活設計、社会復帰支援の必要性、被害
者等の被害状況や弁償状況などについて、刑執行開始時調査が行われます。これら
の調査は、面接、診察、検査などの方法により行われます。職員さんから尋ねられ
たことには、うそを言わず、正直に答えてください。

けいしつこうかいしじ しどう
刑執行開始時の指導

矯正処遇を実施する刑事施設への移送に期間を要する場合など、相当と認められる
ときは、刑執行開始時調査と並行して、刑執行開始時の指導が行われます。
この指導は、受刑の意義、矯正処遇の制度や意義、矯正処遇の目標・内容・方法、
施設における生活上の心得、集団生活上必要な起居動作の方法について、講話、個
別面接、行動訓練、その他適当な方法で行われます。

しよくうようりよう ひようか
処遇要領と評価

・処遇要領は、刑執行開始時調査等をもとに、あなたたち一人一人に矯正処遇の目
標、その基本的な内容・方法を定めたものです。設定された内容は、あなたの課題
であると自覚しましょう。
・矯正処遇の目標や達成状況は、定期又は臨時に評価されます。その結果は、仮釈
放申出のための審査の資料の一つとして活用されるので、自分の目標に到達できる
ように積極的に取り組みましょう。

ひがいしゃとう しんじょうとう ちょうしゅ でんたつせいど
被害者等の心情等の聴取・伝達制度

- ①あなたが受刑する理由となった事件に被害者がいる場合、その被害者等から申し出があれば、当所の職員さんが、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、あなたの生活や行動に関する意見を聴取する制度があります。被害者等の希望があれば、聴取した内容をあなたに伝達することがあります。
- ②被害者等が希望した場合、あなたが①で聴取した心情等を伝達された際に、
- ・伝達された心情等について述べたこと
 - ・被害弁償や謝罪について述べたこと
 - ・被害者等に伝えることを希望して述べたこと
- について、被害者等に通知することもあります。
- ③被害者等が、この制度の利用を希望しているのか質問をしても、職員さんは答えることはできません。

せいげん かんわ
制限の緩和

- 受刑者の生活や行動には様々な制限があります。制限の緩和とは、受刑者の自覚性・自律性を養うために、「改善更生の意欲の喚起、社会生活に適應する能力の育成」という目的が達成されるにつれ、様々な制限を順次緩和していく制度です（未決拘禁者としての地位を有する受刑者は除きます。）。
- 制限区分は第1種から第4種まであり、刑執行開始時指導の終了後、下記の①～⑥を総合的に評価して、制限区分を指定し、あなたに告知を行います。
- 評価の見直しは、おおむね6か月ごとに行いますが、必要があると認められるときは、随時見直しを行い、制限区分を変更することがあります。
- ①犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度
 - ②勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況
 - ③社会生活に適應するために必要な知識及び生活態度の習得状況
 - ④受刑中の生活態度の状況
 - ⑤心身の健康状態
 - ⑥社会生活の基礎となる学力の有無

優遇措置

受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、受刑生活態度の評価に応じて、優遇措置が与えられます。

優遇区分は、評価に応じて第1類から第5類までの5段階に区分されます。

45ページの表を確認してもらいますが、第5類はほとんど優遇措置が講じられず、上位になるにつれて多くの優遇措置が講じられます。

優遇措置の評価項目は以下の①～⑤のとおりです。

①日常生活等の態度

②賞罰の状況

③作業への取組状況

④各種指導への取組状況

⑤資格の取得状況

これらは毎月、あなたが作業等を行う居室や工場を担当する職員さんが総合的に評価した後、各区分に指定されます。評価する期間は、毎年4月から9月まで（上半期）と10月から翌年の3月まで（下半期）の期間で、その後の6か月間に優遇措置が講じられます。

優遇区分の指定の告知は、最初に指定するときと、異なる区分に指定された場合のみ行われます。

優遇区分を指定された後に、褒賞や懲罰を受けた場合には、その指定を変更し、講じられる優遇措置が変更されることがあります。

釈放前の指導

原則として、釈放される前には、「釈放前の指導」が行われます。この指導は、受刑生活を振り返り、再び犯罪を犯さない決意を固めるとともに、円滑な社会復帰のための準備をするためのものです。



さぎょう
作業

・作業は、義務として課される矯正処遇の一つで、職業上有用な知識及び技能の習得や、勤労意欲を高めることなどを目的とするものです。この趣旨をよく理解し、指定された作業に励んでください（指定された作業を、正当な理由なく拒否することはできません。）。

・禁錮や拘留の刑を受刑している人は、作業を行う義務はありませんが、作業を行いたい人は、事情により許可される場合があります。

さぎょうじかんと
作業時間等

・作業時間は、原則として1日8時間と定められています。事情によって、延長、短縮することがあります。

・当所での作業は、原則として居室内で行う作業（主に紙加工製造）です。

・作業を行わない日は、原則として次のとおりです。

①行政機関の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律の規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日）

②夏季における3日間の作業を行わない日・矯正処遇を実施するため作業を行わない日

③配偶者又は二親等以内の血族が死亡したことを知り、あなたが居室内で服喪を希望する場合に、刑事施設の長が指定する日

しゅうぎょうじょう
就業上の心得

作業を行う場所や内容によって、心得事項も若干異なりますが、どの作業を行う場合でも、次のことを心得ておいてください。

・職員さんの「作業始め（終了）」などの号令や合図に従い、指導された手順で作業を行います。

・作業時間中は作業に集中し、指定された作業場所を勝手に離れたり、話や脇見をしてはいけません。作業上必要な会話や、作業場所を移動する必要がある場合は、職員さんに申し出てから行いましょう。

・トイレは休憩時間や、作業が始まる前に済ませておきましょう。作業中にトイレを使用する場合は、職員さんに申し出ましょう。

・器具・材料・製品等は丁寧に扱い、常に整理整頓を心掛けましょう。これらの物を壊したり、なくしたりしたときは、すぐに職員さんに申し出てください。

・消耗品は、できるだけ節約するように心掛けましょう。

ざいりょう むだ つか しよくいん しじ う ぶっぴん つく
・材料を無駄に使ったり、職員さんから指示を受けていない物品を作ってははいけません。

たいよ きぐ てきぎ しよくいん てんけん おこな たいよ ひんもく すうりょう
・貸与された器具は、適宜、職員さんが点検を行います。貸与された品目・数量・
おきばしょ たし たいよ きぐ たにん か か してい
置場所を確かめておきましょう。貸与された器具を、他人と貸し借りしたり、指定
ばしょがい も だ ほんらい しょうようといがい つか かた
された場所以外に持ち出したり、本来の使用用途以外の使い方をしてはいけません。
さぎょうしゅうりょうご しょう きぐ てい おこな しよくいん てんけん う へんぎやく
・作業終了後は、使用した器具の手入れを行い、職員さんの点検を受けて返却しま
しょう。

しゅうぎょうしゃさぎょうあんぜんえいせいこころえ げんしゅ ぜったい さぎょうじこ お ちゅうい
・「就業者作業安全衛生心得」を厳守し、絶対に作業事故を起こさないよう注意し
ましよう。まん いち さぎょうちゅう ふしょう ばあい ちい ふしょう
万が一、作業中に負傷した場合は、たとえ小さな負傷であっても、すぐ
しよくいん もう で
に職員さんに申し出てください。

しゅうぎょうしゃさぎょうあんぜんえいせいこころえ

就業者作業安全衛生心得

さぎょう ゆだん はじ さぎょう おこな
どのような作業でも、油断をするとけがをすることがあります。初めて作業を行う
ばあい ひつよう ばあい あんぜんきょういく おこな おし かくじつ
場合や、必要がある場合には「安全教育」が行われるので、教えられたことを確実に
まも さぎょう おこな
に守って作業を行いましよう。

さぎょうちゅう まも しゅうぎょうしゃさぎょうあんぜんえいせいこころえ さっし
作業中に守らなければならないことは、「就業者作業安全衛生心得」という冊子に
くわ か かくにん
詳しく書いてあるので、よく確認しておいてください。

さぎょうとうこう

作業等工

さぎょうとうこう さぎょうほうしょうきん けいさん きそ
作業等工は、作業報奨金を計算するときの基礎となります。

さぎょうとうこう さぎょうせいせき しゅうぎょうたいど しゅうぎょうじかん ちしき ぎのう もと とうこう
作業等工は、作業成績、就業態度、就業時間、知識・技能に基づき、1等工から
とうこう だんかい わ
10等工までの10段階に分けられています。

けい しっこうかいしご はじ さぎょう おこな ひと とうこう へんにゅう ご さぎょう
刑の執行開始後、初めて作業を行う人は、10等工に編入されます。その後、作業
しゅるい ないよう きかん ちしき ぎのう さぎょうせいせき しゅうぎょうたいど しんさ じゅんじ じょうい
の種類、内容、期間、知識・技能、作業成績、就業態度を審査して、順次、上位の
さぎょうとうこう してい しょうとう せいせき こうとう
作業等工に指定（昇等）されます。ただし、成績によっては、降等することもあり
ます。

さぎょうせいせき さぎょう のうりつ せいひん ひんしつ どりよく ていど あんぜん たいど ぶっぴん
なお、「作業成績」は、作業の能率、製品の品質、努力の程度、安全の態度、物品
とりあつか けんさ けってい
の取扱いなどを審査して決定します。

さぎょうほうしょうきん

作業報奨金

さぎょうほうしょうきん しやくほうご こうせいしきん いちぶ しきゅう しやくほう
・作業報奨金は、釈放後の更生資金の一部として支給されるものであり、釈放

されるときに支給されるのが原則です。

さぎょうほうしょうきん さぎょうとうこう しゅうぎょうじかん もと けいさん よくげつ にち
作業報奨金は、作業等工や就業時間などに基づいて計算し、翌月の15日まで

告知されます。

この けいき ひかく りょうちきん わず ばあい さぎょうほうしょうきん しょう もくてき
・残りの刑期に比較して、領置金が僅かである場合、作業報奨金の使用の目的
じべんぶつびんどう こうにゆう しんぞく せいけい えんじょ ひがいしゃ たい せんがいばいしょう じゅうとう
が、自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当、
かりょう ばっきんまた そしょうひよう しはら たそうとう みと しゅうようちゅう し
科料・罰金又は訴訟費用の支払いその他相当と認められるときは、収容中に支
きゅう みと
給が認められることがあります。

てあてきん

手当金

さぎょうじょう ふしょう びょうき しぼうまた ろうどうのうりよく そこ
作業上のことで負傷したり、病気になったり、死亡又は労働能力が損なわれた

ときは、その程度に応じて手当金が支給されます。しかし、あなたに故意又は

じゅうだい かしつ ばあい てあてきん げんがく しきゅう
重大な過失がある場合は、手当金が減額されたり、支給されないこともありま

す。手当金の種類は次のとおりです。

しぼうてあてきん
①死亡手当金

さぎょうじょうしぼう ばあい いぞくとう たい しぼうてあてきん しきゅう
作業上死亡した場合、遺族等に対して死亡手当金が支給されます。

しょうがいてあてきん
②障害手当金

さぎょうじょう ふしょう しつぺい しんたい しょうがいのこ ていど おう しょう
作業上の負傷や疾病のため身体に障害が残ったときは、その程度に応じて障
がいてあてきん しきゅう こいまた じゅうだい かしつ ふしょうとう ばあい
害手当金が支給されます。ただし、故意又は重大な過失による負傷等の場合

は、その全部又は一部が支給されないことがあります。

とくべつてあてきん
③特別手当金

さぎょうじょう ふしょう しつぺい しやくほうじ なお ばあい しょうびょう せいしつ ていど
作業上の負傷や疾病が釈放時に治っていない場合、その傷病の性質、程度な
こうりよ そうとう みと とくべつてあてきん しきゅう
どを考慮して相当と認められるときは、特別手当金が支給されます。

かくしゅしどう

各種指導

かくしゅしどう かいぜんしどう きょうかしどう きょうせいしよく いっかん
 各種指導として、改善指導と教科指導があります。いずれも矯正処遇の一環と
 はんざい せきにん じかく けんこう しんしん つちか しゃかいせいかつ てきおう ひつよう
 して、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会生活に適応するのに必要
 ちしき せいかつたいど しゅうとく もくてき おこな かくしゅしどう
 な知識や生活態度を習得することを目的として行われます。これら各種指導を
 せっきよくてきう
 積極的に受けるようにしましょう。

かいぜんしどう

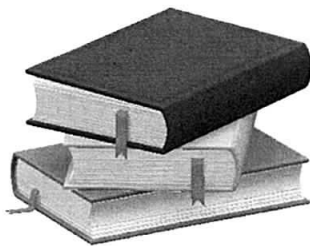
改善指導

じゅけいせいかつ おく なか はんざい せきにん じかく けんこう しんしん つちか しゃかい
 あなたが受刑生活を送る中で、犯罪の責任を自覚し、健康な心身を培い、社会
 てきおう ひつよう ちしきおよ せいかつたいど しゅうとく じっし
 に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得するために実施するものです。
 しどう ほうりつ きてい もと ぎむ か
 この指導は、法律の規定に基づき、あなたに義務として課せられるものなので、
 かいぜんしどう う こぼ
 改善指導を受けることを拒むことはできません。

きょうかしどう

教科指導

かいぜんこうせいおよ えんかつ しゃかいふつき はか うえ しゃかいせいかつ きそ がくりよく
 あなたが改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、社会生活の基礎となる学力
 み つ じゅうよう がくりよく うむ しゅうしよく
 を身に付けていることは重要です。こうした学力の有無により、あなたが就職
 きかい めぐ かのうせい おお か どうしょ ひつよう おう
 の機会に恵まれる可能性が大きく変わってくるからです。当所では、必要に応
 じてあなたがこうしたがくりよく み つ ことができるよう、きょうかしどう おこな
 す。この指導も、法律の規定に基づき、あなたに義務として課せられるものな
 しどう ほうりつ きてい もと ぎむ か
 ので、教科指導を受けることを拒むことはできません。



しゃかいふつきしえん

社会復帰支援

しゃくほうご じりつ せいかつ いとな うえ こんなん ゆう ひと たい いこう そんちょう
 釈放後に自立した生活を営む上で困難を有する人に対し、その意向を尊重しつ
 じゅうきょ しゅうぎょうさきとう かくほ たけんぜん しゃかいせいかつ いとな ひつよう しえん
 つ、住居、就業先等の確保、その他健全な社会生活を営むために必要な支援を
 おこな
 行います。
 しょくいん いこう かくにん じょげん おこな しゃくほう
 職員さんがあなたの意向を確認したり、助言を行うことがありますので、釈放
 ご せいかつ みす えんかつ しゃかいふつき はか ひつよう しえん じしん
 後の生活を見据え、円滑な社会復帰を図るために必要な支援について、自身の
 いこう
 意向をまとめておいてください。

しゅうろうしえん

就労支援

釈放の時期が近づいた人に対して、公共職業安定所との連携による職業相談、職業紹介、求人・雇用情報の提供等の求職活動を容易にするための支援を実施します。就労支援の対象となる人は、釈放予定の日からおおむね3か月以内の人（特に必要であると認められる人については、おおむね6か月以内）であって、稼働能力を有する人、公共職業安定所等に対する犯罪歴等の情報開示に同意している人で、所長が選定した人となります。

がいしゅつ がいはく

外出・外泊

外出又は外泊とは、職員さんが同行せずに刑事施設の外部に出かけることで、日帰りの場合は外出、宿泊を伴う場合は外泊といえます（外泊は最長でも7日間以内です。）。

法定期間の末日（仮釈放応答日）を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者は、指定された要件を満たした場合には外出又は外泊が許可される場合があります。

外出・外泊については、「特別遵守事項」が定められています。これに違反した場合は、懲罰を科される場合があります。

未決拘禁者としての地位を有する受刑者

未決拘禁者としての地位を有する受刑者とは、受刑者であって、別の犯罪に係る事件の被疑者又は被告人の身分を有する人のことをいいます。

- ・ 防御権行使のため、弁護人又は弁護人となろうとする者との面会や信書のやり取りは、被疑者又は被告人と同じです。
- ・ 訴訟書類は、原則として作業時間以外の時間に作成してください。ただし、急いで提出する必要があるときは、あらかじめ許可を受けると作業時間中でも作成することができます。
- ・ その他のことは、原則として受刑者と同じです。

めんかい
面会

めんかい あいてがた
面会の相手方

めんかい げんそく つぎ ひと おこな いぜん
面会は、原則として次の①～③の人について行うことができます。また、以前からの
ゆうじん めんかい ひつよう じじょう ひと めんかい ゆる
友人などで、面会を必要とする事情がある人についても、面会が許されることがあり
ます。

しんぞく
①親族

しんぞく はいぐうしゃ しんとうない けつぞく ふぼ そふぼ こ まご きょうだい しまい
親族とは、配偶者、6親等内の血族（父母、祖父母、子、孫、兄弟、姉妹、おじ
おい めい およ しんとうない いんぞく はいぐうしゃ ふぼ はいぐうしゃ きょうだい
・おば・甥・姪・いとこなど）及び3親等内の姻族（配偶者の父母、配偶者の兄弟
しまい
姉妹など）のことで。

じゅうだい りがい かか ようむ しより めんかい ひつよう ひと
②重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な人

あなたにとって、自身じしんの婚姻関係こんいんかんけいの調整ちょうせい、訴訟そしょうの遂行すいこう、事業じぎょうの維持いじその他身分上たみぶんじょう、
ほうりつじょうまたぎょうむじょう じゅうだい りがい かか ようむ しより めんかい ひつよう みと
法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要と認め
られた人のことで。

この要件ようけんに当たるかどうかは、面会めんかいの申出もうしでがある都度つど、面会人めんかいにんに確認かくにんすることにな
ります。

かいぜんこうせい し みと ひと
③改善更生に資すると認められた人

あなたの更生保護こうせいほごに関係かんけいのある人、あなたの釈放後しゃくほうごにあなたを雇用しようとする人
ひと めんかい かいぜんこうせい し どうしょ みと ひと
など、その人と面会することがあなたの改善更生に資すると当所みとにおいて認められた人
のことで。

この要件ようけんに当たるかどうかは、初回しょかいの面会めんかいの申出もうしでの際さいに判断はんだんします。ただし、その
ご めんかいないよう しんじょう はつじゅじょうきょう はんだん か
後の面会内容や信書の発受の状況により、判断が変わることもあります。

じょうき がいどう ひといがい めんかい もうしで ばあい こうゆうかんけい いじ た
上記①～③に該当する人以外から、面会めんかいの申出もうしでがあった場合、交友関係こうゆうかんけいの維持いじその他
めんかい ひつよう じじょう かこ けいぞくてき こうさい みと ばあい
面会を必要とする事情（過去に継続的な交際があったと認められる場合など）があっ
て、かつ、面会めんかいによって施設しせつの規律きりつおよ及び秩序ちつじょを害する結果を生じ、又は、矯正処遇きょうせいしよぐう
てきせつ じっし ししょうしょう みと ばあい かし めんかい ゆる
適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、その面会を許すこ
とがあります。

また、面会めんかいに訪れた人の身元おとずが明らかでないとき（身分証明書等みぶんしょうめいしょうで確認かくにんできない場合
など）は、面会を許可できないことがあります。

なお、面会めんかいの許可・不許可は、当日に面会めんかいの相手方・面会人めんかいにんの申出内容等もうしでないようとうを審査して
けつてい がんせん きよか え
決定するので、あらかじめ願箋などで許可を得ておくものではありません。

めんかい あいてがたとどけでひょう

面会の相手方届出表

めんかい あいてがた めんかい あいてがたとどけでひょう しんぞく がいしよちゅう
・面会の相手方については、「面会の相手方届出表」に親族・あなたが在所中に

めんかい おとず かうせい ゆうじんとう しめい ねんれい せいねんがっぴ そくがら ゆうじんとう ば
面会に訪れる可能性がある友人等の氏名、年齢（生年月日）、続柄（友人等の場

あい 合は、いつどのように知り合って、その後どのような関係にある人か）、住所、

しよくぎょう めんかい もくてき きにゆう
職業、面会の目的などを記入してもらいます。

とど で ないよう あき きぎ きさい ばあい ちょうぼつ か
・届け出た内容に明らかな虚偽の記載がある場合は、懲罰が科されることがあり

とど で かなら めんかい
ます。また、届け出たからといって、必ず面会ができるというわけではありませ

ん。

めんかい あいてがた めんかい もう で さい あいてがた
・面会の相手方が、あなたとの面会を申し出た際には、その相手方があなたが

めんかい あいてがたとどけでひょう きさい じんぶつ しょくいん かくにん おこな
「面会の相手方届出表」に記載した人物であるか、職員さんが確認を行いますの

で、マイナンバーカードや住民票、運転免許証などの本人確認が行える物の提出

ていじ もと かくにん おこな めんかい じっし
や提示を求めることがあります。確認が行えないと、面会が実施できないことが

あるので、あらかじめ面会の相手方に対し、親族関係や面会申込者本人であるこ

とが確認できる物を持参して来るように連絡しておくことが重要です。

面会 の 相手方届出表						福岡拘置所
届出年月日 (令和 年 月 日)						
称呼番号	第 番	氏名		生年月日	年 月 日生	
入所年月日	令和 年 月 日	満期日	令和 年 月 日	居室	棟 階 室	
本籍地				現住所		
*面会の相手方の届出にあたっては、裏面の記載要領をよく読んでおれなく記載すること。						
氏名	生年月日 (年齢)	住 所	職 業	関 係 (具体的に)	面会の目的	

めんかい あいてがたとどけでひょう しょうさい きさい
※面会の相手方届出表です。できるだけ詳細に記載してください。

めんかいにちじとう
面会日時等

うけつけじかん ごぜん ぶ ごぜん じ ぶん ごご ぶ ごご じ
・受付時間は、午前の部は午前11時30分まで、午後の部は午後4時までです。
げんそく にちようび どのうび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつ がつ
・原則として、日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月
にち よくねん がつ か ひ おこな
29日から翌年の1月3日までの日には行えません。
めんかい つき かい じょうい ゆうぐうくぶん してい かいすう ぞう
・面会は、1月に2回までですが、上位の優遇区分に指定されることで、回数は増
か しょうさんしょう にち めんかい かいすう ゆうぐうくぶん
加します（45ページの表を参照）。また、1日に面会ができる回数は、優遇区分
げんそく かい いちど めんかい にん
にかかわらず、原則として2回です。一度に面会ができるのは3人までです。
めんかいじかん かい ぶん したまわ じかん じっし めんかい もうしでじょう
・面会時間は、1回につき30分を下回らない時間で実施しますが、面会の申出状
きょうめんかいにん たすう こんざつ めんかいしつ かず た じじょう て
況（面会人が多数で混雑しているときなど）、面会室の数その他の事情に照らして
え みと ふん したまわ はんいなし たんしゅく
やむを得ないと認めるときは、5分を下回らない範囲内で短縮することもあります。
めんかい げんそく めんかいしつ おこな
・面会は、原則として面会室で行います。

めんかい たちあ
面会の立会い

めんかい ひつよう おう しょくいん た あ ろくおん ろくが おこな
面会は、必要に応じ、職員さんが立ち会ったり、録音・録画を行います（ただし、
りょうじかんしょくいんとう めんかい のぞ しょくいん た あ ばあい めん
領事館職員等との面会は除きます。）。職員さんが立ち会わなかった場合には、面
かいしゅうりょうご かいわないうよう ちょうしゅ
会終了後に会話内容を聴取することがあります。
つぎ ばあい げんそく しょくいん た あ
次のような場合は、原則として職員さんは立ち会いません。
たい けいじしせつ ちょう そち た う しょう かん ちょうさ おこな
①あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇に関し、調査を行
くにまた ちほうこうきょうだんたい ぎかん しょくいん
う国又は地方公共団体の機関の職員
たい けいじしせつ ちょう そち た う しょう かん べんごしほう
②あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇に関し、弁護士法
だい じょうだい こう きてい しょくむ すいこう べんごし
第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士

めんかい いちじていしおよ しゅうりょう
面会の一時停止及び終了

つぎのいずれかに該当する場合、職員さんがその行為や発言を制止し、面会を一時停止して退室を指示したり、面会を継続することが相当でない場合には終了することがあるので注意してください。

- ① 面会の相手方の人数、場所、日及び時間帯、面会の時間や回数、その他面会の態様について、当所が定めた管理運営上必要な制限に違反する行為
- ② 当所の規律及び秩序を害する行為
- ③ 暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内容の発言をするとき（隠語による会話や、事前に許可を受けていない外国語や手話での会話など）
- ④ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆す発言をするとき
- ⑤ 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある発言をするとき
- ⑥ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある発言をするとき
- ⑦ 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのある発言をするとき（未決拘禁者としての地位を有する受刑者の場合）
- ⑧ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許可された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱する発言をするとき

※ 弁護人等との面会については、②のみが該当します。

ためんかい かん ちゅういじこう
その他面会に関する注意事項

- ・ 職員さんが面会の一時停止や終了を指示したときは、すぐに面会室から退室しましょう。
- ・ 弁護人との面会以外の面会時に、書類やメモ、その他の物を持って行く必要がある場合は、あらかじめ許可を受けましょう。
- ・ 会話は、原則として日本語を使用してください。



しんしよ はつじゆ 信書の発受

しんしよ はつじゆ あいてがた 信書の発受の相手方

しんしよ はつじゆ あいてがた げんそく じゆう つぎ ひと はつじゆ きんし
信書の発受の相手方は、原則として自由ですが、次の人については、発受が禁止
されることがあります（ただし、親族を除きます。）。

- はんざいせい ひと
・ 犯罪性のある人
- しんしよ はつじゆ どうしよ きりつおよ ちつじよ がい また きょうせいしよくう てき
・ 信書を発受することにより、当所の規律及び秩序を害し、又は、矯正処遇の適
切な実施に支障を生ずるおそれがある人

しんしよ はつじゆ あいてがたとどけでひよう 信書の発受の相手方届出表

しんしよ はつじゆ きぼう ひと しんしよ はつじゆ あいてがたとどけでひよう しんぞく
信書の発受を希望する人がいるときは、「信書の発受の相手方届出表」に、親族
およびあなたが在所中に信書の発受をする可能性がある友人等の氏名、年齢（生年
がっぴ ぞくがら ゆうじんとう ばあい し あ
月日）、続柄（友人等の場合は、いつどのように知り合っ、その後どのような
かんけい ひと じゆうしよしよくぎよう はつじゆ もくてき きにゆう
関係にある人か）、住所、職業、発受の目的などを記入してもらいますが、届け
で ないよう あき きよぎ きさい ばあい ちようばつ か
出た内容に明らかな虚偽の記載がある場合は、懲罰が科されることがあります。
また、届け出たからといって、必ず信書の発受ができるというわけではありません
ん。

はっしん しんせいふうすう しんせいにちじとう 発信の申請通数・申請日時等

- ① 発信は、1 か月に4 通まで申請することができます（上位の優遇区分に指定
されると、申請することができる通数は増加します。4 5 ページの表を確認
してください。）。
- ② 発信の申請は、原則として日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定
する休日・1 2 月 2 9 日から翌年の1 月 3 日までの日は受け付けていません。
また、発信申請の曜日を指定された場合には、指定された曜日に発信の申請
を行ってください。
- ③ 発信の申請は、発信申請が行える日の午前9 時までに職員さんに提出してく
ださい。

しんしょ けんさ さしと とう
信書の検査・差止め等

しんしょ ないよう つぎ ばあい しんしょ はつじゅ き と がいとう
信書の内容が次のようなものである場合は、信書の発受を差し止めたり、該当
ぶぶん さくじょ まっしょう
する部分を削除したり、抹消することがあります。

あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ないよう
①暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内容のものであ
るとき

はつじゅ けいばつほうれい ふ ばあい けいばつほうれい ふ けっか しょう
②発受によって、刑罰法令に触れる場合や、刑罰法令に触れる結果を生ずるお
それがあるとき

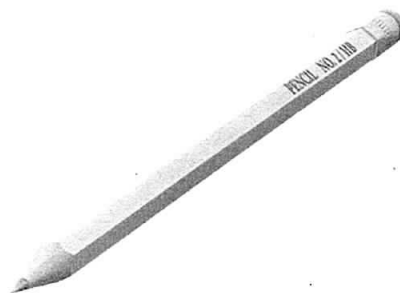
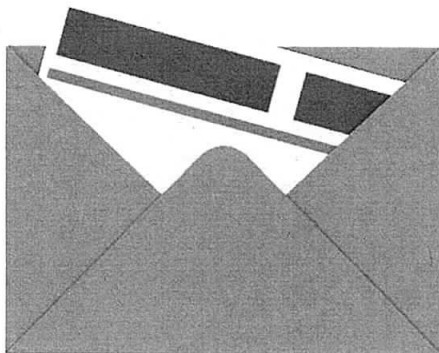
はつじゅ とうしょ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう
③発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき

いはく きじゅつまた あき きよぎ きじゅつ じゅしんしゃ いちじる ふあん
④威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安
また じゅしんしゃ そんがい こうむ ないよう ほうれい ふ
にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき（内容が法令に触れ
ると認められるときは、検察官に通報したり、刑事事件として送致されるこ
とがあります。）

じゅしんしゃ いちじる ぶじょく きじゅつ
⑤受信者を著しく侮辱する記述があるとき

はつじゅ じゅけいしゃ きやうせいしよくう てきせつ じっし ししょう しょう
⑥発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある
とき

はつじゅ ざいしょう いんめつ けっか しょう みけつこうきんしゃ
⑦発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき（未決拘禁者とし
ちい ゆう じゅけいしゃ ばあい
ての地位を有する受刑者の場合）



しんしょ さくせいようりようどう いか さだ ないよう かくにん
信書の作成要領等については、以下のとおり定められていますので、内容をよく確認し、
さくせいようりようはん
作成要領に反することがないようにしてください。

ようし げんそく つうじょうびんせん また ゆうびんしょかん
・用紙は、原則として、通常便箋、はがき又は郵便書簡とする。

ふうとう ひとえ にじゅう みと
・封筒は一重のものとし、二重のものは認めない。

ふうとう い びんせん まいいない べんごにんまた べんごにん
・封筒に入れることができる便箋は7枚以内とするが、弁護士又は弁護士となろうとす
もの はっしん ばあい かぎ
る者へ発信する場合はこの限りではない。

ゆうびんしょかん どうふう びんせん げんそく まいいない
・郵便書簡に同封することができる便箋は、原則として、6枚以内とする。

しんしょ さくせい あてさき さしだしにんきさい ふく もち ひっきぐ じべん ゆる
・信書の作成（宛先・差出人記載も含む。）に用いる筆記具は、自弁が許されるものと
する。ただし、けいこう しせん わくど きょうちようもくてき しょう かぎ もじ しる
蛍光ペンは、施線や、枠取りなど強調目的での使用に限り、文字を記す
ことは認めない。

はっしん ふうしょ ふう ていしゆつ
・発信する封書は、封をしないで提出すること。

しんしょ げんそく にほんご か にほんご かい がいこくじん しんぞくとう
・信書は、原則として日本語で書くこと（ただし、日本語を解さない外国人の親族等に
はっしん ひつよう ひと のぞ
発信する必要がある人を除く。）。

ゆうびんほうき ふ
・郵便法規に触れないこと。

なあてにんいがい ひと たい しんしょ どうふう なあてにんいがい ひと でんごん か
・名宛人以外の人に対する信書を同封したり、名宛人以外の人への伝言などを書かない
こと。

はっしん あ ぎめい つうしょう しょう
・発信に当たっては、偽名や通称は使用しないこと。

しょうない こうぞう きょしつ いち ほあんけいび かん ないよう しょうない し え た ひと かん
・所内の構造や居室の位置など保安警備に関する内容や所内で知り得た他の人に関する
じこう きさい
事項は記載しないこと。

ひっきぐ もち きさいほうほうとう いか
筆記具を用いた記載方法等は、以下のとおりとする。

きさい もじ きょくたん ちい うす かたち とくい とういつけん はんどく
・記載された文字が極端に小さいもの、薄いもの、形が特異なもの等一見して判読でき
か なお しどう ようひ けんとう
ないものは、書き直し指導の要否を検討する。

かなら たんいつしゆるい ひっきぐ さくせい せいげん すうしゆるい ひっきぐ
・必ずしも単一種類の筆記具で作成するよう制限するものではないが、数種類の筆記具
を文字ごとに殊更使い分けたり、文字の大きさ、ふと ことう たよう ぶぶん たいはん
を占めるものは認めない。

びんせん もじ けいせん めん ぎょう きさい らんがい うらめん きさい みと
・便箋における文字は、野線のある面に1行ずつ記載し、欄外や裏面への記載は認めな
い（野線間記載すると判読できない可能性のある筆ペンに限り、2行以上の野線を1
げいせんかん きさい はんどく かのうせい ふで かぎ ぎょういじょう けいせん
ぎょう もち みと ぜんこう もじ おお たよう ぶぶん たいはん
行として用いることを認めるが、前項のとおり、文字の大きさが多様である部分が大半
を占めるものは認めない。）。

したえ うえ かさ もじ きさい もじ かさ けいこう じるし ふ
・下絵の上に重ねて文字を記載したり、文字に重ねて蛍光ペンで○△×印を付すことは
認めない。

あてさき さしだしにん かか きさい あ ゆうびんばんごう しょうざいち しめいとう ひつようじこう
・宛先・差出人に係る記載に当たっては、郵便番号、所在地、氏名等の必要事項のみに
なん つうしんないよう きさい みと
とどめ、何らかの通信内容やイラストの記載は認めない。

なに きさい びんせん ぱくし どうふう みと
・何も記載していない便箋や白紙を同封することは認めない。

でんぼうはっしん
電報発信

でんぼう

電報は、

きんきゅう ひつよう ばあい
①緊急の必要がある場合

べんごにんとう たい しんしよ はっ ばあい
②弁護人等に対して信書を発する場合

がいとう ばあい かぎ はっしん みと ば
①②のいずれかに該当する場合に限り、発信が認められます。①の場

あい がんせん あいてがた かんけい でんぼうはっしん ひつようせい
合は、願箋に相手方との関係、電報発信でなければならない必要性、

きんきゅうせい きさい ていしゅつ
緊急性などを記載して提出してください。

たしんしよ はつじゅ かん ちゅういじこう
その他信書の発受に関する注意事項

はっしん ひつよう ふうとう びんせん きって すべ じぶん
・発信に必要な封筒・便箋・はがき・切手などは全て自分のものを
つか つかって つかって つかって
使ってください。所持していない場合は、職員さんに申し出てください。
ひつよう みと ばあい しきゅう
い。必要があると認められる場合、支給されることがあります。

しんしよ さくせいじかん よかじかんちゅう たにん こじんじょうほう きさい
・信書の作成時間は、余暇時間中になります。他人の個人情報を記載
してはいけません。

とうしよ しゅうようちゅう た ひと きんびん さしい いらい だいさんしゃ つう
・当所に収容中の他の人に、金品の差入れを依頼したり、第三者を通
じて当所に収容中の他の人と金品の授受をしないでください。

べんごにんとういがい ひと はっ しんしよ じけん かん ぐたいてき ないよう
・弁護人等以外の人に発する信書には、事件に関する具体的な内容は
記載しないでください。

じゅしんしよ りょうぎん ふそく おく ばあい じゅ
・受信書には、料金が不足して送られてくる場合があります。その受
しんしよ う と りょうぎん しはら
信書を受け取るには、あなたがその料金を支払わなければいけません。

じょくいん いし かくにん う と ばあい ふそく
職員さんがあなたに意思を確認しますので、受け取りたい場合は不足
ぶん きって ていしゅつ
分の切手を提出してください。

でんわとう つうしん

電話等による通信

せいげんくぶんたい しゅいじょう ひと いったい ようけん がいとう ばあい でんわとう つうしん
制限区分第2種以上の人など、一定の要件に該当する場合は、電話等による通信

(以下「電話通信」といいます。)が認められます。電話通信を希望する人は、
しょくいん もう で
職員さんに申し出てください。

でんわつうしん みと ばあい お し
電話通信が認められた場合は、追ってあなたにお知らせします。

でんわつうしん ひょう げんそく ふたん
なお、電話通信の費用については、原則としてあなたが負担することになります。
つうしんひょう ふたん ばあい でんわつうしん きぼう あわ もう
通信費用を負担することができない場合は、電話通信を希望するときに、併せて申
で
し出てください。

でんわつうしん じっしにちじ

電話通信の実施日時

げんそく へいじつ しつむじかん じっし
原則として、平日の執務時間に実施します。

にちようび とうようび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつ がつ にち よくねん
日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年
がつか ひ じっし
の1月3日までの日には実施しません。

でんわつうしん きよかきじゆん

電話通信の許可基準

つぎ がいとう どうしょ でんわつうしん おこな そうどう みと ばあい かぎ
次の①～③に該当し、当所が電話通信を行うことが相当であると認めた場合に限り、
でんわとう しょう みつけこうきんしゃ ちい ゆう じゅけいしゃ のぞ
電話等を使用することができます(未決拘禁者としての地位を有する受刑者は除き
ます。)

せいげんくぶん だい しゅいじょう ひとまたしやくほうまえ しどう う ひと つぎ
①制限区分が第2種以上の人又は釈放前の指導を受けている人で、次のア～エまで

のいずれかに該当する場合

ア 電話通信の相手方が面会を原則として許される人(親族、婚姻関係の調整、訴
しょう すいこう じぎょう いじ た みぶんじょう ほうりつじょう じゅうだい りがい かか ようむ しょり
訟の遂行、事業の維持その他の身分上、法律上の重大な利害に係る用務の処理

のため面会することが必要な人又は改善更生に資すると認められる人)であり、

かつ、その人が遠方に居住している場合や病気であるなどの理由により面会す

ることができないやむを得ない事情がある場合

イ 外部通動作業又は外出・外泊の実施に関する打合せを行う必要がある場合

ウ 釈放の準備に関する打合せを行う必要がある場合

エ 前記ア～ウに準ずる程度に必要なかつ相当と認められる場合

②面会することが極めて困難な親族との間において、人道上の観点から電話通信が

特に必要と認められる場合

③外国の国籍を有する受刑者の場合で、電話通信の相手方がその外国の大使、公使、

りょうじかん たりょうじにんむ すいこう ひと ばあい
領事官その他領事任務を遂行する人である場合

でんわつうしん じっしほうほう
電話通信の実施方法

ぜんき でんわつうしん きよかきじゆん がいとう でんわつうしん みと ばあい
前記「電話通信の許可基準」のいずれかに該当し、電話通信が認められた場合、
つぎ ほうほう じっし
次の方法により実施します。

ぜんき でんわつうしん きよかきじゆん がいとう ばあい あいてがた つうしん
・前記「電話通信の許可基準」の①に該当する場合は、あなたから相手方に通信
おこな ほうほう じっし
を行う方法で実施します。

ぜんき でんわつうしん きよかきじゆん およ がいとう ばあい また あいてがた
・前記「電話通信の許可基準」の②及び③に該当する場合は、あなた又は相手方
つうしん おこな ほうほう じっし
から通信を行う方法で実施します。

でんわつうしん かいすう にち かい かい つうしんじかん ぶんいない
・電話通信の回数は、1日1回までで、1回の通信時間は30分以内です。

でんわつうしん いちじていしおよ しゅうりょう
電話通信の一時停止及び終了

つぎ がいとう ばあい でんわつうしん ていし けいぞく そうとう ばあい
次のいずれかに該当する場合は、電話通信を停止し、その継続が相当でない場合
しゅうりょう
には終了することがあります。

きよか あいてがたいがい また がいぶこうつう きんしそち ひと でんわつうしん
①許可された相手方以外、又は外部交通が禁止措置となった人などと電話通信を

おこな ばあい
行った場合

あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい はつげん おこな
②暗号の使用、その他の理由によって、職員さんが理解できない発言を行った

ばあい
場合

はんざい じっごう きょうぼう また そのかはつげん おこな ばあい
③犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆す発言を行った場合

とうしょ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう はつげん おこな ばあい
④当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある発言を行った場合

きょうせいしよくう てきせつ じっし ししょう しょう はつげん おこな ばあい
⑤矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある発言を行った場合

とくてい ようむ しょうり ひつよう りゆう きよか でんわつうしん
⑥特定の用務の処理のため必要であることを理由として許可された電話通信にお
ようむ しょうり ひつよう はんい あき いつだつ はつげん おこな ばあい
いて、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱する発言を行った場合

ぜんき がいとう しゅうりょうとう そち う いこう でんわつう
⑦前記①～⑥に該当するとして、終了等の措置を受けたときには、以降の電話通
しん みと
信が認められないことがあります。



しょうばつ
賞罰
ほうしょう
褒賞



じんめい きゅうじょ
・人命を救助したとき
じしん かさい た さいがいじ おうきゅう ようむ おこな
・地震や火災、その他の災害時に、応急の用務を行い、
こうろう
功労があったとき
た しょう あたい こうい
・その他、賞に値する行為があったとき
がいとう おこな ばあい ほうしょう
のいずれかに該当するような行いがあった場合、褒賞
あた
が与えられます。
ほうしょう しょうし しょうひょう まんえんいか しょうきん まんえんいか
褒賞は、賞詞、賞票、1万円以下の賞金、1万円以下
きんがく そうとう しょうひん じゅよ おこな
の金額に相当する賞品の授与により行われます。

ちようばつ
懲罰

じゆんしゆじこう いはん しょくいん しじ したが はんそくこうい
遵守事項に違反したり、職員さんの指示に従わないなどの反則行為があったと
きは、「懲罰」が科されることがあります。
ちようばつ か
また、反則行為の内容が刑罰法令に違反する場合は、刑事事件として検察官に
はんそくこうい ないよう けいばつほうれい いはん ばあい けいじじけん けんさつかん
送致されることもあるので、そのようなことにならないよう、落ち着いて生活
そうち おつ せいかつ
を送ってください。
おく

はんそくこうい ちようさ ちようばつしんさかい
反則行為の調査と懲罰審査会

はんそくこうい おこな うたが ちようさ おこな はんそくこうい ちよう
・反則行為を行った疑いがあるときは、「調査」が行われます。反則行為の調
査のために必要があるときには、あなたの所持品を、職員さんが一時的に保管
さ かつ しょうじん しょくいん いちじてき ぼかん
することがあります。
はんそくこうい ちようさ しゅうりよう のち ちようばつしんさかい おこな
・反則行為の調査が終了した後、「懲罰審査会」が行われることがあります。
ちようばつしんさかい つぎ しょうりよう おこな
懲罰審査会は、次の要領で行われます。
ちようばつ しんさ う ひと しょうめん べんかい にちじまた き
①懲罰の審査を受ける人には、あらかじめ書面で、弁解をすべき日時又は期
げん ちようばつ げんいん じじつ ようし つうち
限・懲罰の原因となる事実の要旨が通知されます。
ちようばつしんさかい じゆんしゆじこう いはん こうい こうとうまた しょうめん べんかい
②懲罰審査会では、遵守事項に違反した行為について、口頭又は書面（弁解
しょ べんかい べんかいしよ さくせい じゆう
書）で弁解することができます。弁解書を作成できない事由があるときは、
しょくいん き と ないよう しょうめん
職員さんがあなたから聞き取った内容を書面にします。
ちようばつしんさかい しゅつせき うむ じぜん しょくいん べんかい
③懲罰審査会への出席の有無にかかわらず、事前に職員さんがあなたの弁解を
き と おとず べんかい ようし もうで
聞き取りに訪れますので、弁解の要旨をまとめて申し出てください。

ちょうばつ しゅるい

懲罰の種類

ちょうばつ しゅるい つぎ

懲罰の種類は次のとおりです。

①戒告

はんそくこうい せきにな と いまし
反則行為の責任を問い、戒めることです。

②禁錮受刑者又は拘留受刑者が行う作業の10日以内の停止

さんこじゅけいしゃまた こうりゅうじゅけいしゃ おこな さぎょう かない ていし
禁錮受刑者又は拘留受刑者のうち、作業をしている人の作業が停止されること
です。

③自弁物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

じべんぶつびん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
所内で使用又は摂取を許された物品の使用又は摂取の一部又は全部を停止され
ることで

④書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

しょせきとう えつらん いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
書籍、新聞紙、雑誌、写真、その他の文書図画等の閲覧が停止されること

⑤報奨金計算額の3分の1以内の削減

さぎょうほうしょうきんけいさんがく けず
作業報奨金の計算額が削られること

⑥30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合には、60日以内）の閉居（閉居罰）

がいぶ せつしよく た きょしつない きんしん じぶん おか はんそくこうい はんせい
外部との接触を絶ち、居室内で謹慎し、自分の犯した反則行為について反省す
る懲罰であり、次の行為が停止されます。

- ・ 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。
- ・ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けるこ
と。

・ 書籍等を閲覧すること。

・ 自己契約作業を行うこと。

・ 面会すること。

・ 信書を発受すること。

・ 運動や入浴についても制限がかかることとなります。

懲罰の併科

じょうき
上記の②から⑤までの懲罰は、2種類以上が併せて科される場合があります。

また、⑥の懲罰は、⑤の懲罰と併せて科されることがあります。

・ 懲罰が科された場合、反則行為に関わる所持品等が処分されることがあります。

・ 閉居罰中には「閉居罰受罰者心得」が貸与されます。内容をよく確認してくださ
い。

ふふくもうした せいど
不服申立て制度

しんさ しんせい
審査の申請

つぎ じこう がいとう けいじしせつ ちょう そち ふふく ひと しょめん とうがいけいじ
次の事項に該当する刑事施設の長の措置に不服がある人は、書面で、当該刑事
しせつ しょざいち かんかつ きょうせいかんく ちょう たい しんさ しんせい
施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。

じべん ぶつびん しょうまた せつしゅ せいげん
① 自弁の物品を使用又は摂取することの制限

りょうちぎん しょう ふぎよか ほかんしぶつ りょうちぎんびん ほか もの こうふ ふぎよか
② 領置金の使用の不許可、保管私物、領置金品を他の者へ交付することの不許可

しめい しんりょう ふぎよかまた しんりょう ちゅうし
③ 指名医による診療の不許可又は診療の中止

ひとり おこなしゅうきょうじょう こうい れいはいとう きんし せいげん
④ 一人で行う宗教上の行為（礼拝等）の禁止・制限

じべん しょせきとう しょせき ざっし しんぶんし た ぶんしよとが しんしよ のぞ えつ
⑤ 自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。））の閲覧の禁止、取得することができる新聞紙の範囲又は取得方法の制限

しょせきとう ほんやく ひょうふたん しょぶん
⑥ 書籍等の翻訳の費用負担をさせる処分

きりつちつじよ がい また ほか ひしゅうようしゃ きがい くわ
⑦ 規律秩序を害するおそれ又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあることを理由とする他の被収容者からの隔離

しゃくほう さい う さぎょうほうしゅうきん しきゅう
⑧ 釈放の際に受ける作業報奨金の支給

さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい しんたい しょうがい のこ ばあい う しょうがいてあてきん し
⑨ 作業上の負傷又は疾病により身体に障害が残った場合に受ける障害手当金の支給

さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい なお しゃくほう さい う とくべつてあてきん しきゅう
⑩ 作業上の負傷又は疾病が治らないまま釈放された際に受ける特別手当金の支給

しんしよ はつじゅ きんし さしど さくじよまた まっしょう
⑪ ① 信書の発受の禁止、差止め、削除又は抹消

しんしよ さくせいりょう ほんしん しんせいび じかんたい ほんしん しんせいつうすう しんしよ はつじゅ
② 信書の作成要領、発信の申請日・時間帯、発信の申請通数、信書の発受の方法の制限

さくせい ぶんしよとが ほか もの こうふ きんし せいげん
③ 作成した文書図画を他の者に交付することの禁止・制限

しんしよ はつじゅ きんしとう けいじしせつ ちょう ほかん しんしよとう
⑫ 信書の発受を禁止等したことにより刑事施設の長が保管している信書等を釈放の際に引き渡さない処分

その他審査の申請についての留意事項

- ・審査の申請は、行く人自身が書面で行ってください。
- ・申請用紙は支給します。必ずその用紙に記載してください。
- ・申請用紙は、1つの審査の申請につき1枚で、3枚まで同時に作成することができます。既に作成中の不服申立てがあっても、所持する申請用紙が3枚以内となる範囲で追加することができます。ただし、発送については同時に行います。

- ・封筒や、郵送費用については、原則としてあなたが負担します。
- ・作成期間は、作成開始日を起算日とした7日間です。
- ・申請先は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長となり、当所長の措置に関する不服であれば、福岡矯正管区長となります。
- ・発送する際には、申請書以外の物（便箋、野紙等は除きます。）を同封することはできません。提出する際に、職員さんが同封できない物が入っていないか確認をするので、中身を全て取り出してください。
- ・審査の申請が裁決されたときは、裁決書が送付されます。

再審査の申請

- ・審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。
- ・再審査の申請は、審査の申請の裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません（天災その他30日以内に再審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、再審査の申請をすることができます。）。

審査の申請や再審査の申請をする人は、願箋で申し出てください。申請書の作成や発送は、休日でも受け付けています。作成の受付時間や発送の受付時間は41ページの表を確認してください。



じじつ しんこく
事実の申告

きょうせいかんく ちょう たい じじつ しんこく
矯正管区の長に対する事実の申告

・あなたに対する刑事施設の職員による行為のうち、次に該当するものが
あった場合は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対
し、その事実を申告することができます。

- ①身体に対する違法な有形力の行使
②違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

③違法又は不当な保護室への収容

・事実の申告は、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日
以内にしなければなりません（天災その他30日以内に事実の申告をしな
かったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の
翌日から起算して1週間以内に限り、事実の申告をすることができます。）。

・申告した事実の有無の確認結果は、書面による通知となります。ただし、
あなたが釈放されたときは通知されません。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の
受付時間や発送の受付時間は41ページの表を確認してください。

ほうむだいじん たい じじつ しんこく
法務大臣に対する事実の申告

・矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受け、その内容に不服の
ある人は、書面で、法務大臣に対し、事実の申告をすることができます。

・法務大臣に対する事実の申告は、矯正管区の長に対する事実の申告の結果
の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければいけません
（天災その他30日以内に法務大臣に対する事実の申告をしなかったこと
についてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算
して1週間以内に限り、法務大臣に対する事実の申告をすることができます。）。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の
受付時間や発送の受付時間は41ページの表を確認してください。

くじょう もうしで
苦情の申出

ほうむだいじん たい くじょう もうしで
法務大臣に対する苦情の申出

・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。

・申出をすることができる期間について制限はありません。

・申出に対する処理結果の通知は口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。

・申出書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申出書の作成の受付時間や発送の受付時間は4 1 ページの表を確認してください。

かんさかん たい くじょう もうしで
監査官に対する苦情の申出

・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭又は書面で、実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出を行うことができます。

実地監査が行われる時期は、適宜の方法によりお知らせしますので、申出を希望する人は、その時に示された手続に従ってください。

けいじしせつ ちょう たい くじょう もうしで
刑事施設の長に対する苦情の申出

・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができます。

・書面による申出の場合、作成期間は最長7日間で延長することはできません。

・申出用紙は支給します。

・申出に対する処理結果の通知は、口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。

・申出書の作成の受付時間や提出の受付時間は4 1 ページの表を確認してください。

申立書（補正書含む）の作成の受付時間は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後5時までの間	
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

申立書（補正書含む）の発送の受付時間は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

注意：事実の申告については、提出期限（事実があった日の翌日から起算して30日以内）の満了日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって期限とみなすと規定されています。

しゃくほう
釈放

かりしゃくほう
仮釈放

・刑期の3分の1を経過して、改しゅんの情があり、再び犯罪を犯すおそれがないと認められた人には、刑期終了前に釈放されることがあり、これを仮釈放とい

います。
・仮釈放の審査は、刑期の3分の1が近づくと第1回目が行われ、その後は、定期又は臨時に行われます。審査の結果、仮釈放の申出が行われ、委員面接の後、仮釈放の許否が決定されます。

しゃくほう
釈放

釈放は、社会人としての再出発です。社会へ復帰する喜びの反面、不安もあるかと思ひます。釈放が近づくと、釈放準備のための教育が行われますので、よく指導を受け、不安の解消に努めてください。釈放に当たり、次の措置がなされます。

- ① 釈放直後の生活に差し当たって必要な事項の案内
- ② 釈放時に衣類がない人に対する帰住衣の支給
- ③ 帰住先までの旅費がない人や施設の都合で管外から移送された人などに対する旅費の補助
- ④ 帰住先が定まっていないため、更生保護施設を希望する人に対する「保護カード」の交付（保護カードは保護観察所に持って行き、よく相談しましょう。）
- ⑤ 仮釈放者に対する「決定書」の交付（この決定書には、保護観察所に出頭する日や社会生活で守らなければならないことが書いてあるので、内容をよく読んで、確認をしておきましょう。）

ろうえきじょうりゅうちしゃ かんちじょうりゅうちしゃ

労役場留置者・監置場留置者

ろうえきじょうりゅうちしゃ

労役場留置者

ろうえきじょうりゅうちしゃ とりあつか つぎ

労役場留置者の取扱いは次のとおりです。

- ・衣類や寝具は、原則として官給品を貸与します。
- ・労役場留置者には、懲役受刑者に関する規定が準用されます。ただし、刑執行開始時・釈放前の指導等、制限の緩和、優遇措置、職業訓練、外部通勤作業、改善指導、教科指導、外出・外泊については準用されません。
- ・労役場留置者は、罰金又は料金を完納すれば、検察官の指揮により釈放されます。

かんちじょうりゅうちしゃ

監置場留置者

かんちじょうりゅうちしゃ とりあつか つぎ

監置場留置者の取扱いは、次のとおりです。

- ・衣類は自弁の物を使用することができますが、寝具は官給品を貸与することになります。

・労役場留置者と同じく、刑執行開始時・釈放前の指導等、制限の緩和、優遇措置、職業訓練、外部通勤作業、改善指導、教科指導、外出・外泊はありません。

その他

こくみんねんきんせいどう

国民年金制度等について

こくみんねんきんせいど こくみんけんこうほけんどう ほけんりょう げんめんどう きょしつ こくみんねんきん こくみんけんこうほけんりょうどう そな つ よ ひつよう てつづきどう かくにん
国民年金制度や国民健康保険等の保険料の減免等については、居室に「国民年金・国民健康保険料等」が備え付けてあるので、これを読んで必要な手続等を確認してください。

証明書の交付

せいかつほごほう じどうふようてあてほう もと てつづき おこな ひつよう ねが
・生活保護法、児童扶養手当法などに基づく手続を行うため必要があるときは、願い出により在所証明書の交付が受けられます。

しゅつしよご せいかつほごほう じどうふようてあてほう こくみんねんきんせいどう もと てつづき ひつよう
・出所後、生活保護法、児童扶養手当法、国民年金制度等に基づく手続のため必要があるときは、出所前の願い出により、出所時に在所期間に関する証明書の交付が受けられます。

マイナンバーカードの申請・更新

しんせい こうしん
・マイナンバーカードの申請・更新については、居室に備え付けてある「マイナンバーカードの申請等について」を確認してください。

うんてんめんきょしょう きげんぎ てつづき
運転免許証の期限切れ手続

へいせい ねん がつ かいこう あら きょうせいしせつ にゅうしょ しゅうようきかんちゅう
①平成13年6月20日以降、新たに矯正施設に入所し、その収容期間中に
うんてんめんきょ しっこう しっこうび きさん ねん けいか ひと
運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過している人については、
しゅっしょご うんてんめんきょ さいしゅとく ばあい すべ しけん てきせいしけん ぎのうしけん
出所後に運転免許を再取得する場合は、全ての試験（適性試験、技能試験、
がっかしけん さいじゅけん
学科試験）を再受験しなければなりません。

へいせい ねん がつ かいこう あら けいじしせつ にゅうしょ しゅうようきかんちゅう
②平成13年6月20日以降、新たに刑事施設に入所し、その収容期間中に
うんてんめんきょ しっこう しっこうび きさん ねん けいか ひと
運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過していない人については、
しゅっしょご げつかん ぎのうしけん がっかしけん めんじょ
出所後の1か月間は技能試験、学科試験が免除されます。
しゅっしょご げつ かん しっこうび きさん ねん けいか ひ とうらい ばあい
出所後1か月の間に、失効日から起算して3年を経過する日が到来した場合
には、同日以降に手続を行うと全ての試験を再受験しなければならなくなる
どうじつこう てつづき おこな すべ しけん さいじゅけん
ので、注意してください。
ちゅうい

へいせい ねん がつ にちいぜん けいじしせつ しゅうようちゅう ひと とりあつか
③平成13年6月19日以前から刑事施設に収容中である人の取扱いについ
ては、刑事施設に収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年
けいじしせつ しゅうようきかんちゅう うんてんめんきょ しっこう しっこうび きさん ねん
未満に出所する場合には、出所日から1か月以内の免許申請に係る技能試験、
みまん しゅっしょ ばあい しゅっしょび げつくない めんきょしんせい かか ぎのうしけん
がっかしけん めんじょ
学科試験が免除されます。

しっこうび きさん ねんいじょうけいか しゅっしょ ばあい しゅっしょび げつ
失効日から起算して3年以上経過して出所する場合には、出所日から1か月
いない めんきょしんせい かか ぎのうしけん めんじょ
以内の免許申請に係る技能試験が免除されます。

ぜんき いがい けいじしせつ しゅうようちゅう うんてんめんきょ しっこう しっこうび
④前記①から③以外で、刑事施設に収容中に運転免許が失効し、失効日から
きさん げつ けいか ひと しゅっしょご しっこうび げつ けい
起算して6月を経過していない人については、出所後、失効日から6月を経
か ひ ぎのうしけん がっかしけん めんじょ
過しない日までは、技能試験、学科試験が免除されます。

ぜんき きさい ばあい めんきょしゅとくご ねんいない ごうけい
⑤前記②から④までに記載した場合においても、免許取得後1年以内に合計
てんいじょう いはん おこな ひと さいしけん ひつよう ばあい じゅけん
3点以上の違反を行った人は、再試験が必要となる場合があり、これを受験
さいめ こうしん ひと じゅうぜん すべ しけん さいじゅけん
せずに1回目の更新をしなかった人は、従前どおり全ての試験を再受験する
ひつよう
必要があります。

しけん いちぶ めんじょ ばあい けいじしせつ しゅうよう
⑥試験の一部を免除される場合は、いずれについても、刑事施設に収容され
じょうたい けいぞく めんきょ こうしん
ている状態が継続していたことにより免許の更新ができなかったという理由
あき てつづき うえ ざいししょうめいしょ ひつよう
を明らかにするため、手続をする上で「在所証明書」が必要です。

区分 内容		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	指定なし
		室内装飾品・ 娯楽品等の 貸与	行う	行わない	行わない	行わない	行わない
面会時間	60分 以上	30分 以上	30分 以上	30分 以上	30分 以上	30分 以上	30分 以上
面会回数	月7回	月5回	月3回	月2回	月2回	月2回	月2回
信書の発信 申請通数	月10通	月7通	月5通	月5通	月4通	月4通	月4通
優 遇 措 置 と し て の 自 弁 購 入	寝衣、室 内装飾品、 サンダル、 座布団、 娯楽品	全 て 購 入 可	室内装飾 品、サン ダル、座 布団のみ 購入可	室内装飾 品、サン ダル、座 布団のみ 購入可	なし	なし	なし
	嗜好品 の購入	毎月3回 限度額に ついては 別途告知	毎月2回 限度額に ついては 別途告知	毎月1回 限度額に ついては 別途告知	なし	なし	なし
	食料品 ・飲料	毎月、限 度額につ いては別 途告知	なし	なし	なし	なし	なし

- 1 面会時間は、5分を下回らない程度に短縮されることがあります。
- 2 嗜好品、食料品・飲料の交付日は、別途定めます。



生活要領は把握できましたか？
「生活の心得」に記載されている内容以外にも、気候の
変化などで生活要領が変更となることもあるので、その
都度お知らせします。
生活面で困ったことや、分からないことがあれば、職員
さんに申し出るようにしましょう。